

令和7年10月7日

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 御中

回 答 書

株式会社即決営業

代表取締役 堀口 龍介



拝啓

貴法人からご送付いただいた令和7年9月10日付け申入書（以下「本件申入書」といいます。）について、以下のとおりご回答申し上げます。

本件申入書では、貴法人より、当社の営業活動能力向上を目的とする商品の販売及び研修役務の提供契約（以下「本件契約」といいます。）について、特定商取引法及び消費者契約法に基づく申入れをいただいております。

もともと、当社は、売買、役務提供の種別によって契約書を使い分けているほか、過去、複数回にわたって本件契約の内容改訂を行っているため、本件契約に特定商取引法及び消費者契約法上の問題があるという貴法人のご主張につきましては、具体的に、いずれの時点のどのような商品、役務を対象とした契約書を念頭におかれた主張であるのか、当社において必ずしも正確に把握することができておりません。当社といたしましては、本件申入書に回答する前提として、まずは、貴法人が本件申入書において議論の対象としている契約書を特定していただきたいと考えており、お手数ですが、ご対応いただきますようお願いいたします（特定の方法としては、対象となる契約書の写しをご送付いただく方法でも差し支えございません。）。

なお、当社は、これまでに、消費者庁等とのやり取りも踏まえ、各種契約に関し必要な改訂を行うとともに、契約締結に際しての説明を誤解の生じない内容とするなど、必要な対応を実施しており、特定商取引法及び消費者契約法上の違反は存在しないものと認識していますので、申し添えます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具